

交際費等の損金不算入制度の見直しについて

● 交際費等から除外される飲食費の上限額が「5,000円→10,000円」に

法人が支出する交際費は原則、損金の額(法人税法上の経費の額)に算入できないとされています。(損金不算入)しかし特例的に、法人の規模ごとに一定額を損金の額に算入することが認められています。

令和6年度税制改正により、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が「一人当たり1万円以下(改正前:5,000円以下)」に引き上げられ、令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用されています。

⑥ 交際費等から除かれる飲食費等の条件(令和6年4月1日以降支出分)

1. 飲食費であること

- ・ 自社の役員や従業員が取引先を接待するための飲食代
- ・ 上記に伴うテーブルチャージ、サービス料、会場費
- ・ 取引先のイベントなどでの差し入れ弁当で、その場で食べられることが予定されているもの
- ・ 飲食したお店で接待の後に持ち帰るお土産代

次のようなものは、交際費から除外される飲食費には該当しません。

- ・ 会社の役員、従業員だけの飲食費(取引先がないため)
- ・ ゴルフや観劇などに付随して行われる飲食費(主目的がゴルフ、観劇のため)
- ・ 料理を詰め合わせただけの贈答用弁当(その場での飲食ではなく単なる贈答のため)
- ・ その他カレンダーやうちわなどを贈与するための費用など

2. 1人当たり1万円以下であること

交際費から除かれるためには支出額が一人あたり1万円以下であることが必要です。

この判定は消費税の経理基準で次のように分かります。

○ 税込経理・・・税込で1万円以下かどうか判定

○ 税抜経理・・・税抜で1万円以下かどうか判定

なお、インボイスが始まって以降消費税の税抜処理は要注意です。

適格簡易請求書・・・支払金額×10/110

区分記載請求書・・・支払金額×8/110

上記以外の非適格請求書・・・0円

3. 帳簿書類に明細を記載していること

- ・飲食等のあった年月日
- ・飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ・飲食等に参加した者の数
- ・飲食の額並びに飲食店、料理店等の名称及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由により名称又は所在地が明らかでない場合は、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が記載事項となる)
- ・その他参考となるべき事項

● 接待飲食費等の損金算入の特例を3年延長

接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が、令和9年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長されます。
まとめると次のようになります。

交際費			
飲食費			飲食以外(得意先等の慶弔費等)
社外接待費		社内接待費	
①一人当たり 5,000以下	②一人当たり 5,000超		
↓	↓		
10,000円以下	10,000円超		
損金算入	②×50%	損金不算入	

中小法人
有利選択

損金算入	800万円まで算入	損金不算入
------	-----------	-------

※中小法人は「飲食費の50%を損金算入」を選択することも可

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。

